



特定健診とは

特定健診は、糖尿病や心筋梗塞、脳梗塞などの生活習慣病の一因であるメタボリックシンドロームに着目し、その該当者や予備群を発見するための健診です。

健診の結果により、生活習慣病の危険性があると判断された場合には、専門家(保健師や管理栄養士等)による特定保健指導を無料で受けることができます。

対象者 40～74歳の東広島市国民健康保険加入者

受診料 無料

実施場所 集団健診会場、一部の県内医療機関^{*}(医療機関一覧表4～5ページをご覧ください。)

^{*}「一部の県内医療機関」の一覧は、ホームページに掲載しています。

東広島市ホームページから

トップ> 組織から探す> 健康福祉部 国保年金課> 「特定健康診査・特定保健指導について」

ご自身の生活習慣を見直すきっかけとして、ぜひお申込みください。



～自分でも気づかぬうちに進行してしまうのがメタボリックシンドロームの怖さです～

予備群

- 乱れた食生活
- 運動不足
- 喫煙 など

メタボリックシンドローム

- 内臓脂肪の蓄積
- 高血糖
- 脂質異常
- 動脈硬化
- 高血圧

深刻な病気

- 心臓病
- 脳卒中
- 糖尿病の合併症 など

特定保健指導とは

生活習慣病の危険性がある人が、保健師や管理栄養士等の支援を受けながら、生活習慣の改善に取り組む制度です。危険性に応じて『動機付け支援』と『積極的支援』の2種類の指導があります。対象の人には、市役所からお知らせします。

		動機付け支援 (生活習慣病の危険性が高い人)	積極的支援 (生活習慣病の危険性がより高い人)
指導内容	STEP 1 計画	保健師や管理栄養士等との面談で、生活習慣改善のための実行計画を立てます。	
	STEP 2 実行	自主的に生活習慣の改善に取り組みます。	3か月以上の継続的な支援を受けながら、生活習慣の改善に取り組みます。
	STEP 3 確認	3か月以上経過後に、健康状態や目標達成状況の確認を行います。	3～6か月以上経過後に、健康状態や目標達成状況の確認を行います。

職場の健診や、人間ドックなどを受診される人へ

令和2年度に、特定健診の検査項目を含む健診や人間ドックなどを受診される人は、健診結果を市に提出していただくことにより、特定健診を受診したものとみなされます。

健診の結果によっては、特定保健指導等を無料で受けることができます。

対象者 40～74歳の東広島市国民健康保険加入者

市役所国保年金課へ
健診結果をお持ちください。

特定健診に関する問い合わせ

健康福祉部 国保年金課 医療給付係

TEL(082)420-0933 FAX(082)422-0334 8:30～17:15(土・日・祝日は除く。)